

職業安定法施行規則等の一部を改正する省 令案要綱

厚生労働省発職0826第1号

令和3年8月26日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「職業安定法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業安定法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 登記事項証明書に関する規定の明確化

一 職業安定法施行規則の一部改正

職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十条第三項に基づき有料職業紹介事業の許可の申請書に添付すべき書類、同法第三十三条の三第二項に基づき特別の法人の行う無料職業紹介事業の届出の届出書に添付すべき書類等として、法人の登記事項証明書及び建物の登記事項証明書を明確化すること。

二 雇用保険法施行規則の一部改正

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第四百四十三条の二に規定する雇用調整助成金その他の助成金の申請に必要な書類として、登記事項証明書を明確化すること。

三 （略）

四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八

号) 第五条第三項に基づき労働者派遣事業の許可の申請書に添付すべき書類等として、法人の登記事項証明書及び建物の登記事項証明書を明確化すること。

第二 施行期日

この省令は公布の日から施行すること。